



2026 年 8 月 21 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 グ リ ー ン ズ
代 表 者 名 代表取締役社長 村木 雄哉
(コード 6547 東証スタンダード・名証プレミア)
問 合 せ 先 専務取締役 清水 謙二
(TEL. 059-351-5593)

取締役の報酬額改定に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 21 日開催の取締役会におきまして、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額の改定及び当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠の改定について、2026 年 9 月 25 日開催予定の第 63 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 報酬改定の目的

当社は、取締役会の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、優秀な経営人材の確保、維持及び経営陣のさらなる意欲向上を図るため、取締役の報酬制度の見直しを実施することといたしました。これにより、経営責任や役割に応じた適正な報酬体系を整備し、持続的な企業価値向上につなげてまいります。

2. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬額の改定

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬（基本報酬及び短期インセンティブ報酬）につきましては、2016 年 3 月 28 日開催の臨時株主総会において年額 150 百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認をいただいております。

今般、事業規模の拡大、経営環境の変化、取締役に求められる責任及び役割の高度化並びに役員構成の変更等を総合的に勘案し、当該報酬額を以下のとおり改定いたしたく、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

項目	現行	改定後
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬総額	年額 150 百万円以内	年額 300 百万円以内 （うち社外取締役分は年額 30 百万円以内）

なお、改定後も従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は上記金銭報酬に含まないものといたします。

3. 当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠の改定

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬につきましては、2018 年 9 月 27 日開催の第 55 回定時株主総会において譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額の上限を年額 45 百万円以内、交付する当社普通株式の総数の上限を年 33,000 株以内とご承認いただいております。

今般、株主の皆様との価値共有の更なる促進及び持続的な企業価値向上へのインセンティブ強化を目的として、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠を以下のとおり改定いたしたく、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

項目	現行	改定後
金銭報酬債権総額	年額 45 百万円以内	年額 90 百万円以内
交付株式数上限	年 33,000 株以内	年 39,000 株以内

なお、改定後も本制度の内容については、上記金銭債権の総額及び交付株式の総数の上限の改定を除き、変更はございません。

以上